

納税状況確認システム構築業務委託契約書

委託者新潟県（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇（以下「乙」という。）とは、以下に定める条項により納税状況確認システム構築業務（以下「本業務」という。）に関する委託契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 甲は、本業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）業務の内容及び仕様

別紙「仕様書」のとおり

（2）実施場所

新潟県総務部税務課及び甲乙間で協議を行い、実施することを双方合意した場所

（善管注意義務等）

第2条 乙は、本契約書、仕様書及びこれらに基づく甲の指示又は通知（以下「仕様書等」という。）により、本業務の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって業務を行わなければならない。

2 甲及び乙は、業務を実施するためには、甲及び乙の共同作業並びに分担作業が必要であることを認識し、それぞれの役割分担に従い、分担作業を誠実に実施するとともに、相互の分担作業に対して誠意をもって協力するものとする。

（委託契約期間）

第3条 本業務に係る委託契約期間は、本契約の締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 本業務の委託料の額は、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇〇円）とする。なお、設計前協議及び連携先システムとの調整に伴う軽微な仕様変更は契約金額内で対応する。

（契約保証金）

第5条 本契約にかかる契約保証金は、〇〇〇円とする。

（成果物の納入及び検査）

第6条 乙は、業務の実施を完了した時は、遅滞なく本業務に関する報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の成果報告が行われたときは、速やかにその内容について検査を行い、当該検査の結果を乙に通知する。

3 前項の検査の結果に基づき、第1項の報告書の内容について修正を指示された場合

は、乙は自己の負担において甲の指定する期間内にこれを補正し、甲の再検査を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 4 第2項及び前項の規定に基づき、甲が成果物の完成を認め、乙に対してその結果を通知したときをもって、成果物の引き渡しが行われたものとする。

(委託料等の支払)

第7条 乙は、前条第2項に規定する検査の結果、合格の通知を受けたときは、書面により委託料を甲に対して請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

- 3 第1項による支払いが甲の責めに帰する事由により、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(業務従事者)

第8条 乙は、本契約締結後速やかに、プロジェクト管理者のほか本業に従事する者を選任して業務体制表を作成し、書面をもって甲に通知しなければならない。

(法令遵守)

第9条 乙は、本業務を履行するに当たって関係法令、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号）及びその他の規程に従って行わなければならない。

(資料等の提供)

第10条 甲は、乙から本業務遂行に必要な資料の提供の要請があった場合及び甲が提供することを適当と認めるときは、無償で当該資料を乙に対して提供するものとする。

(資料等の管理)

第11条 乙は、前条の規定により甲から提供された資料を複製し、又は改変する必要がある場合は、あらかじめ甲に対して書面による申し出を行い、甲の承諾を受けなければならない。

- 2 乙は、前条の規定により甲から提供された資料及び前項の規定により複製し、又は改変した資料（以下「提供資料等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ保管しなければならない。

- 3 乙は、前項に規定する提供資料等を本業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第 12 条 前条に規定する提供資料等が本業務を実施する上で不要となった場合は、乙は速やかに当該提供資料等を甲に返還し、又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

(記録媒体上の情報の消去)

第 13 条 乙は、契約が終了したときは、第 11 条第 2 項の規定に関わらず、乙の保有する記録媒体上に存在する本業務に係る一切の情報（成果物に関する情報を除く。）を消去しなければならない。

2 乙は、前項の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、実施日等を明示した書面で甲に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 14 条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定める個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いについて、別記 1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(情報の秘匿)

第 15 条 乙は、本業務の履行に関して知り得た甲の情報並びに住民及び職員等の個人情報を第三者に漏らし、又は本業務の履行以外の目的で利用してはならない。本契約が終了し、又は解除された場合も同様とする。

(情報セキュリティ対策)

第 16 条 乙は、本業務を実施するに当たっては、別記 2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を守らなければならない。

(知的財産権の取扱い)

第 17 条 本業務を実施する過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下「発明等」という。）が甲又は乙のいずれか一者のみによって行われた場合、当該発明等に関する特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）及びノウハウ等に関する権利（以下「特許権等」という。）は、当該発明を行った者が属する当事者に帰属する。この場合、甲又は乙は、当該発明等を行った者との間で特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 35 条等に基づく特許権等の継承その他必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が本契約を締結する以前から有していた特許権等を本システムに利用した場合又は前項により乙に帰属する特許権等が本システムに利用された場合、甲は、本システムを自己利用するために必要な範囲で、当該特許権等を利用することができる。なお、当該特許権等を乙が有していたこと及び乙に帰属することについては、乙が当該事実を挙証する責任を負うものとする。

(成果物の著作権)

第 18 条 本業務の成果物に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に規定する権利をいう。以下同じ。）は、第 6 条第 2 項の検査の結果、合格の通知がされたときをもって、乙は甲に対し無償で譲渡する。

2 乙は、前項により譲渡した著作物に関して一切の著作権者人格権を行使しないものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙が本契約締結前から保有していた著作物の著作権については、なお乙に帰属するものとする。

なお、乙は、当該著作権を有していること又は当該著作権が自己に帰属することについて、その事実を挙証する責任を負う。

4 甲は、前項により乙に著作権が留保された著作物について、本システムを自己利用するために必要な範囲で、複製及び翻案することができるものとし、乙は、かかる利用について著作権者人格権を行使しないものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第 19 条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約の地位を第三者に継承させ、又は本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第 20 条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（第三者の権利の使用）

第 21 条 乙は、本業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、その使用が甲の指示によるものであるときは、この限りでない。

2 本業務の成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、乙は、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。ただし、その使用が甲の指示によるものであるときは、この限りではない。

(事故発生の報告)

第 22 条 乙は、事故が生じたときは、直ちにその状況を書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、情報の漏えい、滅失及びき損等の事故が発生したときは、当該情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面により直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(危険負担)

第 23 条 納入前の成果物に滅失又はき損が生じた場合には、甲の責めに帰すべき場合を除き、その損害は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第 24 条 甲は、引き渡された成果物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して相当の期間を定めて契約不適合の修補等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求し、又は追完に代え、若しくは追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による契約不適合の追完又は損害賠償の請求は、第 6 条第 4 項の規定による引渡しを受けた日から 24 ヶ月以内に行わなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第 25 条 本業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。

(甲の解除権)

第 26 条 甲は、乙が以下の各号のいずれかに該当する場合は、催告なしに契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。
- (3) 正当な理由がなく甲が行う履行の確認等を妨害したとき。
- (4) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産及び会社更生手続開始、民事再生手続、並びに特別清算開始の申立てがあったとき。
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (6) 第 24 条第 1 項の追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされないとき、又は追完の見込みがない場合で、同項の契約不適合により契約の目的を達することができないとき。

- (7) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき又は契約に違反したとき。
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 再委託契約又は物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約又は物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 乙は前項の規定により契約が解除されたことにより損害を受けた場合であっても、甲に対してその補償を請求することができない。
- 4 第1項の規定により、甲が契約を解除したときは、乙は第4条に定める委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。また、甲は、委託料を支払わない、又は既に支払っている委託料の全部若しくは一部を乙から返還させることができる。

（乙の解除権）

- 第27条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合は、契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(契約解除の場合の準用)

第 28 条 前 2 条の規定により契約を解除した場合については、第 12 条、第 13 条及び第 25 条の規定を準用する。

(延滞金の徴収等)

第 29 条 乙は、乙の責めに帰する事由により、委託期間内に成果物を納入できなかった場合において、当該期限後に納入する見込みがあると認めたときは、甲は、延滞金を付して当該期限を延長することができる。

2 前項の場合において、延滞金は、遅延日数に応じ第 4 条に定める委託料に財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 乙がこの契約に基づく賠償金及び違約金を甲の指定する期限までに支払わないときは、甲は、当該賠償金等の額に基づき、甲の指定する期限を経過した日から財務大臣が決定する率で計算した額を延滞金として徴収することができる。

(契約の費用)

第 30 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議及び紛争の解決)

第 31 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、規則の定めるところによるほか、甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

2 前項により解決しない甲乙間の紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を第 1 審専属的合意裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)

令和 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

住所又は所在地

乙 氏名又は名称

代表者名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第 9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第 2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第 3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第 4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第 5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第 6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害のおそれのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第 7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第 8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第 9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第 10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第 11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第 12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第 13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(実地調査)

第 14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。